独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	東芝テック株式会社	コード	6588
提出日	2024/5/29	異動（予定）日	2024/6/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	桑原　道夫	社外取締役	○										△					有
2	青木　美保	社外取締役	○													○		有
3	梅葉　芳弘	社外取締役	○										△				新任	有
4	永濱　光弘	社外取締役	○										△				新任	有
5	大澤　加奈子	社外監査役	○													○		有
6	河　　邦雄	社外監査役	○										△				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	桑原道夫氏は、過去に、当社の取引先である㈱ダイエーの代表取締役社長を務めておりました。 当社は、同社に対し、当社製品等の販売等を行っておりますが、当社全体の売上高に対する同社との取引金額は僅少（1％未満）であり、同社との取引に重要性はありません。	桑原道夫氏は、丸紅㈱の代表取締役副社長執行役員、㈱ダイエーの代表取締役社長等を歴任しております。また、現在は、当社の社外取締役として特別委員会及び指名委員会の委員長を務めるなど、独立した客観的立場から当社の意思決定及び業務執行に対する監督を行っており、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。 なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できるものと判断し、社外取締役として選任するとともに独立役員に指定しております。
2		青木美保氏は、ファイザー・インクのディレクター、デロイトトーマツコンサルティング㈱（現アビームコンサルティング㈱）の執行役員、エスケル・ジャパン・リミテッド㈱の代表取締役等を歴任しております。また、現在は、当社の社外取締役として特別委員会、指名委員会及び報酬委員会の委員を務めるなど、独立した客観的立場から当社の意思決定及び業務執行に対する監督を行っており、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。さらに、同氏は、昭和女子大学食安全マネジメント学科の准教授等としての経験も有しております。 なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できるものと判断し、社外取締役として選任するとともに独立役員に指定しております。
3	梅葉芳弘氏は、過去に、当社の取引先である三菱ケミカル㈱の取締役常務執行役員等を務めておりました。 当社は、同社に対し、当社製品等の販売等を行っておりますが、当社全体の売上高に対する同社との取引金額は僅少（1％未満）であり、同社との取引に重要性はありません。	梅葉芳弘氏は、三菱化学㈱（現三菱ケミカル㈱）の取締役常務執行役員、㈱三菱ケミカルホールディングス（現三菱ケミカルグループ㈱）の取締役監査委員長等を歴任しております。また、現在は、当社の社外監査役として独立した客観的立場から当社の業務執行に対する監査等を行っており、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等に加え、監査委員及び監査役としての豊富な監査経験を有しております。さらに、同氏は、専修大学大学院経済学研究科の客員教授としての経験も有しております。 なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できるものと判断し、社外取締役として選任するとともに独立役員に指定しております。
4	永濱光弘氏は、過去に、当社の取引先である㈱みずほ銀行の取締役副頭取等及びみずほ証券㈱の取締役会長等を務めておりました。 当社は、㈱みずほ銀行に対し、銀行手数料の支払等、みずほ証券㈱に対し、当社製品等の販売等を行っておりますが、当社全体の仕入高・売上高に対する同社との取引金額は僅少（1％未満）であり、同行及び同社との取引に重要性はありません。	永濱光弘氏は、㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）の取締役副頭取兼米州地域統括役員、みずほ証券㈱の取締役会長、米国みずほ証券の会長等を歴任しており、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。 なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できるものと判断し、社外取締役として選任するとともに独立役員に指定しております。

5		大澤加奈子氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験及び高い見識等を有するとともに、現在は、他の上場会社の社外取締役（監査等委員）及び社外監査役等を務めており、監査等委員及び監査役としての豊富な監査経験を有しております。 なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の業務執行に対する適切な監査等を果たすことが期待できるものと判断し、社外監査役として選任するとともに独立役員に指定しております。
6	河邦雄氏は、過去に、当社の取引先である三菱瓦斯化学㈱の代表取締役専務執行役員等を務めておりました。 当社は、同社に対し、当社製品等の販売等を行っておりますが、当社全体の売上高に対する同社との取引金額は僅少（１％未満）であり、同社との取引に重要性はありません。	河邦雄氏は、三菱瓦斯化学㈱の代表取締役専務執行役員、常勤監査役等を歴任しており、経営者としての豊富な経験及び高い見識等に加え、監査役としての豊富な監査経験を有しております。 なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の業務執行に対する適切な監査等を果たすことが期待できるものと判断し、社外監査役として選任するとともに独立役員に指定しております。

４．補足説明

当社は、「社外役員の独立性基準」を以下のとおり定めております。

社外役員の独立性基準

取締役会は、上場している金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

１．当該社外役員が、現在または過去３年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。
２．当該社外役員が、現在または過去３年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。
３．当該社外役員が、現在または過去３年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去３事業年度のうちいずれかの事業年度において、当該他社または当社の連結売上高の２%を超える場合。
４．当該社外役員が、現在または過去３年間において、現在、当社が当社の総資産の２%以上の資金を借り入れている金融機関の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人であった場合。
５．当該社外役員が、過去３事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外役員が所属する団体が、過去３事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の２%を超える報酬を受けている場合。
６．当該社外役員が、現在もしくは過去３年間において業務を執行する役員もしくは使用人として在籍していた法人、または本人に対する当社からの寄付金が、過去３事業年度のうちいずれかの事業年度において、1,000万円を超える場合。
７．当該社外役員が、現在または過去３年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
８．当該社外役員が、現在または過去５事業年度における当社の会計監査人において、現在または過去３年間に代表社員、社員または使用人であった場合。

注：社外取締役及び社外監査役を総称して「社外役員」という。

以　上

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。